

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

| 市町村名 | 項目 | 事業名等 | 対象者・内容等 |
|------|-------|-------------|--|
| 伊仙町 | 就業 | 求人情報の提供 | ★ ハローワークからの求人情報をHPに掲載し、情報提供を行っている。 面接等を行う場合は、ハローワークに登録する必要があります。 |
| 伊仙町 | 就農・漁業 | 農業次世代人材投資事業 | ★ 次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立のために交付する資金です。 準備型と経営開始型の2種類があります。 ○ 経営開始型： 新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付。 ※前年度の所得に応じて給付する金額が変動 【経営開始型の6つの要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であること。 ②独立・自営就農であること。 ③青年等就農計画が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ④人・農地プランに位置づけられること。 ⑤生活保護等生活費を支給する国の他の事業と重複ではない、また農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人の経営者でないこと。 ⑥原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること。 【独立・自営就農とは】 ①自ら農地の所有権、利用権を有している。 (農地が親族から貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること。) ②主要な機械・施設を所有または借りている。 ③本人名義で生産物等を出荷・取引している。 ④経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。 ※その他要件あり |
| 伊仙町 | 就農・漁業 | 新規就農研修生支援事業 | ★ 新規就農者を対象に農業センター『青緑の里』で育成研修を行っています。(随時) 対象は伊仙町内で新規就農を行う者に限ります。 |